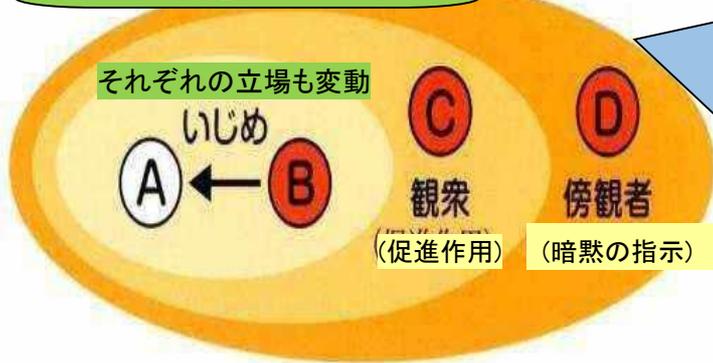


# いじめ0をめざして—詫間小学校いじめ防止基本方針—

**【いじめの定義】**「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

## 【いじめの構造】(不安定な集団)



## 【いじめの未然防止のために】

- 教職員研修の充実(事例研修含む)
- 道徳教育及び体験活動の推進
- 人権・同和教育の充実(市人権教材)
- 日常的な生徒指導の充実
- いじめを行う者や傍観者を生まない集団づくり
- 特に配慮が必要な児童へ声かけと保護者連携
- 情報(インターネット)安全教室の実施
- 関係機関や地域社会との連携
- 取組の保護者発信と学校評価による検証改善

## 【いじめの早期発見のために】— ささいな変化に気付く力を高めて、常に子どもたち全員に注意を払う —

- ①日常的な観察・情報共有(登下校時・朝の会・授業の開始時・授業中・休み時間・給食時・清掃時・放課後等)
  - ②生活ノートや日記等を活用したいじめの把握
    - 子どもがより気持ちを打ち明けやすい環境づくり
    - 友だちのノートを読まないことの徹底
  - ③いじめアンケートの実施
    - なかよしアンケートの定期的な実施(毎月末)
- ※無記名式(いじめ)アンケートの実施(5月・9月・1月) ※詫間小アンケート(生活)の実施(6月・2月)
- ④教育相談体制(学級担任・養護教諭・管理職・SC・SSW)の整備と迅速な対応
  - ⑤いじめではないかとの疑いを持って、積極的にいじめを認知するように努める

## 【いじめ防止対策委員会：毎月定期開催+随時開催】

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談コーディネーター・特別支援教育コーディネーター・関係学級担任・スクールカウンセラー

## 【いじめ認知と早期対応のために】

- ①正確な情報収集 特定の教員が抱え込むことなく 学校全体で組織的に対応
- ②対応協議・役割分担 ③事実確認・情報収集
  - 両者の言い分 いじめられた側の心理的な苦痛を共感的に理解
  - 周囲の者からも情報収集 事実関係の把握を正確かつ迅速に
- ④保護者連絡 ⑤個別指導 「いじめは人間として絶対に許されない」との毅然とした対応 ○いじめた子ども ○いじめられた子ども ⑥家庭訪問・保護者への説明 被害者・加害者双方の保護者で情報を共有 ⑦今後の指導方針の共通理解 いじめられた子どもの痛みや辛さを共感させ、学級や学校に正義が ⑧学級・学年・全校への指導 いきわたる指導を徹底して、支持的風土の醸成 ⑨情報の適切な記録と事後のケア ※ 関係機関への報告・連絡・相談 対応方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録
- (教育委員会・警察等との連携) 子どもの立場に立ち苦しみや苦痛を共感しながら徹底して守り抜く 心理や福祉等に関する専門的知識を有する者の派遣・活用
- ⑩重大事態への対処 重大事態と認知した際、速やかに組織を設けて調査・対応

**【いじめの解消】**被害児童が心身の苦痛を感じていなく、いじめに係る行為が止んでいる状態が継続していることいじめの再発を防ぐために、教職員全員で当該被害・加害児童を日常的に注意深く観察

いじめの相談先 五 詫間小学校（83-2858）又は 香川県教育センター(<http://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/somu/window.html>)